Kyobashi Art Residence

2026年2月26日

各 位

会 社 名　株式会社京橋アートレジデンス
（コード番号 5536　TOKYO PRO Market）
代表者名　代 表 取 締 役　西谷　明久
問合せ先　取締役 常務執行役員 管理本部長　江野澤　健明
T　E　L　03-6228-6777
U　R　L　https://www.kyo-resi.jp/

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

１．親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

（2025年11月30日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
西谷 明久	支配株主（親会社を除く。）	99.90	0.00	99.90	―

西谷明久及び合同会社ハットトリックから2025年11月28日付で大量保有報告書の変更報告書及び 2025 年 12 月1日付で大量保有報告書の訂正報告書が関東財務局に提出されておりますが、株式異動手続きに時間を要したため、2025年11月30日現在における大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

なお、当該変更報告書及び訂正報告書による議決権所有割合は、直接保有分63.9%、合算対象分36.0%になります。

２．支配株主等との取引に関する事項

2025年11月期について、開示を要する重要な取引はありません。

３．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握

し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

以上